

瀬戸市告示第31号

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）認定申請手数料の項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項の規定により準用される同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料の項に規定する基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の各項に掲げる手数料の区分に応じ、当該各項に定める場合

- 1 マンション管理計画認定申請手数料 公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が運営する管理計画認定手続支援サービスを利用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定による認定の申請に係る事前確認適合証が発行されていることを確認することができる場合
- 2 マンション管理計画認定更新申請手数料 センターが運営する管理計画認定手続支援サービスを利用し、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請に係る事前確認適合証が発行されていることを確認することができる場合